

第1条 本協会は、この規則により全国一斉に簿記能力検定試験を行う。

第2条 検定試験は筆記によって行い、受験資格を制限しない。

第3条 検定試験は年間4回行い、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。
ただし上級の試験は毎年2回とする。

第4条 検定試験は上級、1級、2級、3級、基礎簿記会計の5階級に分ける。

第5条 検定試験の科目及び制限時間を次のように定める。

上級	商業簿記／会計学	1時間30分
	工業簿記／原価計算	1時間30分
1級	商業簿記・会計学	1時間30分
	原価計算・工業簿記	1時間30分
2級	商業簿記	1時間30分
2級	工業簿記	1時間30分
3級	商業簿記	1時間30分
	基礎簿記会計	1時間30分

第6条 検定試験の標準開始時間を次のように定める。

上級	商業簿記／会計学	13時00分	2級	商業簿記	10時50分
	工業簿記／原価計算	15時00分	2級	工業簿記	13時00分
1級	商業簿記・会計学	9時00分	3級	商業簿記	9時00分
	原価計算・工業簿記	10時50分	基礎簿記会計		13時00分

ただし、1級以下の試験については、天災、交通機関の遅延等により、上記の時間に開始できないときは、各試験会場の試験実施責任者において「開始時間変更に関する申請書」を提出することとする。

第7条 検定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とする。ただし、上級は各科目の得点が40点以上で全4科目の合計得点が280点以上を合格とする。

第8条 検定試験に合格した者には合格証書を交付する。ただし、1級の1科目（商業簿記・会計学又は原価計算・工業簿記）の得点70点以上の者には科目合格証書を交付する。科目合格証書を有する者が、その後4回以内の検定試験において、他の1科目の得点が70点以上のときは、「1級合格証書」を交付する。

2級商業簿記と2級工業簿記に合格した者には合格証書を交付するが、「2級合格証書」は交付しない。

第9条 上級試験については、施行細則を別に定める。

第10条 受験手続き及び受験料については別にこれを定める。